

令和8年度 静岡県住家被害認定調査研修講師業務委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）を受託者として、令和8年5月 日に締結した業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

第1 住家被害認定調査の基準等は、内閣府が定める以下に基づくものとする。

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針
- ・住家被害認定調査票
- ・災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き

第2 研修の日程、時間等については、次のとおりとする。

基礎編及び応用編の具体的な日程、各研修内容は、下記のとおりとするが、災害の発生等場合により甲と乙が協議の上変更することも可能とする。

会場の確保及び費用の負担は甲が行う。

(1) 基礎編

日程・会場	6月2日（火） リモート会議システムで受講者の職場等において受講
時間	午前10時ごろ～午後5時00分ごろ
受講対象者	・県内市町職員、県職員、静岡県の協定締結団体 計300名程度
内容	・住家被害認定調査の概要 ・実施体制の整備（調査計画の策定、調査体制の構築 等） ・調査票の記入方法
録画配信	・県公式ホームページにおいて、研修受講者を対象に、録画した研修動画を配信する。 ・配信期間は、基礎編終了後から契約書第2条に規定する業務期間までの間とする。

(2) 応用編

日程・会場	6月11日（木）中部・西部地区合同会場 （静岡県島田土木事務所会議室を予定） 6月17日（水）賀茂・東部地区合同会場 （静岡県沼津市内の会場を予定）
時間	午前10時ごろ～午後4時30分ごろ
受講対象者	（1）に同じ
内容	・受託者が用意するCG映像等を用いた実習
注意事項	・各会場とも講師を2名以上配置すること。

第3 研修に用いるテキスト資料は、研修3日前までに電子データで危機政策課へ送付すること（印刷は不要）。テキスト資料は市町の受講者が各々の市町職員向けに後日研修を実施する際に使用できるものとする。

第4 契約書第5条第1項に規定する業務実施計画書は、別紙様式1号によるものとする。

第5 契約書第7条に規定する業務終了報告書は、別紙様式2号によるものとする。

業務実施計画書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
名称
代表者

令和8年 月 日付けで締結した令和8年度 静岡県住家被害認定調査研修講師業務委託契約に基づく業務について、契約書第5条に基づき、業務実施計画書を提出します。

記

（1）基礎編

日程	
時間	
予定内容	

（2）応用編

日程	
時間	
場所	
予定内容	

担当者氏名：
連絡先：

業務終了報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
名称
代表者

令和8年 月 日付けで締結した令和8年度 静岡県住家被害認定調査研修講師業務委託契約に基づく業務が終了したので、契約書第7条に基づき、業務終了報告書を提出します。

記

1 終了年月日
令和 年 月 日

2 業務の詳細

(1) 基礎編

日 程	
時 間	
参加者数	
実施内容	

(2) 応用編

日 程	
時 間	
場 所	
参加者数	
実施内容	

担当者氏名：
連絡先：